

監査報告書

令和7年5月22日

学校法人 永守学園
理事長 永守重信様

学校法人 永守学園

監事 須井昭夫

監事 松久孝彦

私たち監事は、旧私立学校法(令和5年5月8日施行)第37条第3項、学校法人永守学園旧寄附行為(令和6年4月1日施行)第16条第1項の規定に基づいて、学校法人永守学園の令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の業務及び財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たち監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧する等必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、私たち監事は、学校法人永守学園の業務に関する決定及び執行が適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは旧寄附行為に違反する重大な事実がないことを確認しました。

以上

監査報告書

令和7年5月22日

学校法人永守学園

評議員会議長 中村正孝様

学校法人永守学園

監事

須井 昭夫

監事

松浦 幸彦

私たち監事は、旧私立学校法(令和5年5月8日施行)第37条第3項、学校法人永守学園旧寄附行為(令和6年4月1日施行)第16条第1項の規定に基づいて、学校法人永守学園の令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の業務及び財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たち監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧する等必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、私たち監事は、学校法人永守学園の業務に関する決定及び執行が適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは旧寄附行為に違反する重大な事実がないことを確認しました。

以上